

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年4月10日19時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただ今から、第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。初めに本部長である知事からご挨拶をお願いいたします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。本県に緊急事態宣言が出されてから2回目の本部会議となりました。本日は、前回決定した、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県の実施方針の改定を協議したいと思います。なお、ご案内のように、本日東京都が休業の要請を行う施設を公表しました。この東京都の方針は、東京都と国の考えが一致したということです。後ほど説明しますが、本県としてはこうした国や東京都の取組みと協調し、現在県民の皆さんにお願いしている外出の自粛に加えて、多くの方が利用する施設の使用や、イベント開催の停止などを要請することにしたいと思います。

なお、今夜の休業要請に伴いネットカフェが閉じられた場合、ネットカフェに宿泊されていた方々については今夜午前0時から、横浜市港北区にある神奈川県立武道館で受け入れるように、現在、大至急準備を進めています。

さらに一歩踏み込んだ措置を実施することにより、人と人との接触機会を8割低減し、なんとしても感染拡大を防止したいと考えています。今、まさに正念場であります。

県民の皆さんのいのちと生活を守るため、全庁を挙げて全力で取り組むことをお願いして、会議開催にあたっての挨拶とします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。まず議題（1）緊急事態措置に係る県実施方針の改定について、説明します。

資料「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（案）」をご覧ください。この実施方針（案）は、右肩にあるとおり4月7日緊急事態制限が本県に適用された際に、直ちに制定したのですが、本日付けでその一部改定を行おうとするものです。改定する部分については、下線を引いています。

3 実施する措置の内容の（1）県民の外出の自粛については、考え方は変わっていません。徹底した外出の自粛をお願いするという記載は変わっていませんが、期間について（2）と区別をしやすいように、緊急事態宣言の期間である令和2年4月7日から5月6日までと記載しました。

今回、大きな改定となったのは（２）です。施設の使用停止及び催物の開催の停止要請として、令和２年４月１１日から５月６日までと変更したいと思います。内容を読み上げます。

法第２４条第９項に基づき、これまでの学校に加え、別紙の施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、もしくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

なお、法第４５条第２項、３項及び４項に基づく要請、指示及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで行うものとする、と修正しました。

本部員の皆さま、ご案内のとおり前回の本部会議で確認いただいた実施方針では、今後継続していただきたい業種として別紙に入れていましたが、今回は休止を要請することを中心に別表を変更することから、（２）の文について整理しました。

なお、学校については、これまでも原則５月６日まで休業という方針を示していましたので、「これまでの学校に加え」という表現をしております。

裏面については変更がありませんので、省略します。

次に別紙をご覧ください。別紙１ページ、基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第１１条に該当するもの）については、記載のとおりです。

２ページ、特措法によらない協力依頼を行う施設について、こちらは東京都と同様の表現をしていますが、表の３つについては現行の特措法からは読み取れない、つまり法によらないものですが、国と東京都で協議の結果、これらについても対象とするとなったことから、本県においても協力依頼を行います。

３ページ、施設の種別によっては休業を要請する施設について、文教施設、社会福祉施設等として大きく３つ記載しています。なお、前回の実施方針の中で、本県としては医療機関従事者等のお子さんを預かる保育所については業務を継続していただきたい、ということで国の出したリストに敢えて加えていました。表中に保育所、学童クラブ等がありますが、これらは、必要な保育等を確保した上で、とこれが国と東京都で確認が取れた表現のため、医療機関従事者等のお子さんの保育についても、この表現から読み取ることができることから、前回の実施方針と整合性は取れていると認識しています。

４ページ、社会生活を維持する上で必要な施設は適切な感染防止をしながら、引き続き継続していただくというニュアンスで一覧を記載しています。

最後５ページ、別表として今までの４ページの中に記載されていた、適切な感染防止対策とはどういうものか示したものです。これらも、国と東京都の協議を踏まえ、東京都が発表した内容と同等となっています。端的に申し上げれば、県民の皆さまの誤解を招かないように同一だ、という知事の考えのもと、本日東京都が発表した内容と同様です。

ここまでが、実施方針の変更（案）ですが、これに関してご意見等があればお願いしま

す。

(福祉子どもみらい部)

別紙3ページ、社会福祉施設等の部分ですが、副本部長（くらし安全防災局長）から、前回の方針と何ら変わるものではない、と説明がありました。関係機関はこの部分に大変注目していますので、整理としては東京都と同一にするため表現が変更されていますが、考え方は変わらないものとして、関係機関へ改めて周知したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(首藤副知事)

非常に重要な部分です。前回も、基本方針を出す際に関係団体等に説明していますが、ここは変わらない、ということでよいでしょうか。

(本部長（知事）)

これは時間がなかったため、東京都と全く同じ記載にしていますが、誤解の無いように表現を工夫するといいかもかもしれません。

(副本部長（くらし安全防災局長）)

はい。それでは、今本部長から指示がありましたが、前回の実施方針の中で保育所については当面継続して欲しいと、本県の独自色を出したと説明がありました。今回東京都と同様の表現をしており、主旨は同様ですが誤解を受けないように、所管の福祉子どもみらい局と調整の上、修文をして施行したいと思います。

その他、ありますでしょうか。

(武井副知事)

別紙4ページ、社会生活を維持する上で必要な施設とあります。一方で本文を見ると、(2)施設の使用停止及び催物の開催の停止要請の部分に、別紙の施設管理者もしくはイベント主催者に対し、使用停止を要請するという表現になっています。使用停止を要請する対象の別紙の中に、この社会生活を維持する上で必要な施設が入り込んでいますが、この位置付けについて教えてください。

(副本部長（くらし安全防災局長）)

こちらについても、東京都が公表している資料と同じ並びにしています。今のご指摘は、実施方針の本文の中で、ネガティブな表現がずっとされているということについて、実施方針の文章表現と別表とを対比しながらご覧いただくと分かりやすいのですが、まず(2)の「法第24条第9項に基づき、これまでの学校に加え、別紙の施設管理者もしくは

はイベント主催者に対し、施設の使用停止、もしくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。」という部分、こちらは法に基づいていますので別紙1ページにあたります。

次に、「これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。」という部分、こちらは別紙2ページにあたります。

続いて、「屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。」については、特に別表に記載はありません。

全体として自粛を要請する施設を記した別紙の中で、4ページについてのみ事業を継続して欲しいという主旨であるため、もし、ご了解いただけるのであれば、実施方針の本文にも「なお、社会生活を維持する上で必要な施設については」などの説明を書き加えた上で、別紙4ページを切り離し、別紙2として再編したいと思いますが、いかがでしょうか。

武井副知事からご指摘のあった別紙4ページを切り離し、休止を要請するものを別紙1、継続して欲しいものを別紙2として資料を整理し直し、実施方針本文の中に「なお、社会生活を維持する上で必要な施設については別紙2のとおりである」という表現を加えること。

また、福祉子どもみらい局からご指摘のあった保育所の欄について、誤解を受けないような表現に修正すること。

以上を修正し、案を取って施行としてよろしいでしょうか。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、結構です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは早速、修正の上、実施方針を確定としますので、よろしく申し上げます。

続いて、議題(2)休業協力要請とその対応について、ただ今ご了解いただいた実施方針に基づいて、資料として提示している依頼文(案)、そちらに知事メッセージと実施方針を添付する形で、各局から関係団体へ文書を送付したいと考えています。

まず、知事メッセージについて、全文を読み上げます。

(資料「知事メッセージ」)

以上、知事メッセージの案を整えました。よろしければこちらを知事メッセージとしたと思います。

本部長に確認を得る前に恐縮ですが、さらに説明を続けます。

資料「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請につい

て」をご覧ください。早速明日からですので、知事から所管団体の長に対して案のとおり文書を発出したいと思います。文書の概要は、4月7日に緊急事態宣言が出されたこと、これを受けて別添2、先ほど確認された実施方針に基づいて、対象施設の管理者等に対して協力を要請しますので団体の構成員の皆さまにお知らせください、という内容です。この後本部長に確認いただければ、この文書に知事メッセージと実施方針を添えて各局所管する関係団体の長に、至急送っていただきたい、という主旨です。

まずは、知事メッセージについて、この内容でよろしいかご意見等あればお願いします。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、結構です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。それでは、知事メッセージを確定し、ホームページへの掲載等も進めます。

各局におかれましては可能であれば本日中に、依頼文に知事メッセージ、実施方針並びに別表を添えて、所管の関係団体等へお送りいただき、連絡いただければと思いますので何卒よろしくをお願いします。

予定されていた議題2点については以上ですが、その他各局からありましたらご発言をお願いします。

(政策部)

お手元に配布した、総務大臣から知事宛ての「生活支援臨時給付金（仮称）事業の実施について」という4月9日付の文書をご覧ください。

1行目後半にあるように、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援、ということですが、3段目にあるように、具体的な実施方式については、現在検討中とされており、地方公共団体の意見を聞きながら、出来る限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めます、と記載されています。

その下に、現時点で整理されている内容が書かれていますが、例えば、「2 事業の実施主体と経費の負担」については、実施主体は市区町村、実施に要する経費（給付事業費及び事務費）は国が10分の10補助する、と明記されています。

給付対象等については、裏面のカッコ書きの部分です。今回、非課税水準や減収が基準として出ています。申請・審査手続きの簡便化を図る観点から、世帯主の月間収入が次の基準額以下であれば、住民税非課税水準であるとみなすとされており、国が簡便な方法を模索しているところだと聞いています。

続いて、「6 給付開始日」をご覧ください。給付開始日は市区町村において決定、とされています。緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとすると思いますが、国の方で具体的なものはまだ示すことができない状況のようで、「7 その他」にあるように、国の補正予算が成立し、それを受けて各市区町村において令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるようご準備いただきたい、とされています。

これを通常の流れで行っていくと、6月或いは、前回給付があった時は9月に流れ込んだこともありましたが、よって、県民が今必要とする資金需要について応えていくために、添付しているもう1枚の資料のとおり、既に制度化されている各市町村の社会福祉協議会が窓口となっている緊急の小口資金等、こちらを当面の間、積極的に活用いただきたいと考えています。休業された方向けの緊急小口資金の特例貸付については、10万円を基本としつつ、学校等の休業などの特例において20万円以内、というようなものがあり、また、失業された方向けについては、総合支援資金の特例として2人以上の世帯であれば月20万円以内、単身世帯であれば月15万円以内の融資が受けられるという形になっています。県としてもこちらを積極的に情報発信し、有効活用していただけるようにしていきますので、よろしくをお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ご質問やご意見あればお願いします。

その他として、資料はありませんが、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルについてご案内します。

現在、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルとして、音声案内によって4つの分野(健康医療、緊急事態宣言や特別措置法に関すること、経営相談、その他)に振り分け、コールセンター相談に当たっています。しかし、本日緊急事態宣言に絡んで休業要請に係る照会が大きく増えることが想定されますので、ただ今申し上げた4つのうち、緊急事態宣言や特別措置法に関すること、ここを充実させるために、これまでのダイヤルと別なダイヤルを新たに設けました。この新ダイヤルについては、平日の17時から21時まで及び休日の9時から21時まで受け付けています。県のホームページにもしっかりと掲載するため、今準備しております。

それでは、最後に本部長から何かございますか。

(本部長 (知事))

事態は非常に緊迫していると思います。日当で生活をしている方もたくさんいらっしゃいますから、それが突然途絶えてしまう非常に危機的な状況です。そうした中、国では一世帯当たり30万円の給付が決まったようですが、よく見ると、それがいつ皆さんの手元に届くのか、非常に先になる可能性もあるということです。困窮されている皆さんは今す

ぐにも給付が必要です。何か出来ないか、ということで、先ほどの一時的な資金の緊急貸付は補正予算で通したもので、生活が困窮している方は即座に上限 20 万円まで給付を受けることが出来ます。ただ、こうしたものを用意しているが、生活が困窮している人に本当に届いているのか。ここにある資料を見ても、この書き方じゃまず分からない。私が普段から申し上げている県民目線の資料になっていません。いわゆるお役人の文書です。

「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」の言葉そのものがまったく響かない、何を言っているのか分からない。ですから、こういったものを、まさに今困っている人がパッと見て、パッと飛びつけるような、そういうメッセージの出し方、大至急工夫して、ありとあらゆる手段を通じてこれをアピールしていきたい、と考えています。

また、今回急に本県の実施方針を改定しました。もともと東京と神奈川は一体だ、一緒に歩調を合わせていきたい、とずっと言ってきました。その点については全くぶれていないと、私は思っています。これは誤解のないようお願いしたいと思いますが、最初に小池都知事がカラオケボックスやキャバレー等を挙げて営業自粛を、と言ったときには、東京と神奈川は一体だから同様にやります、とすぐ申し上げました。それは、緊急事態宣言が出る前のことです。私の趣旨はずっと、一体で行きたいと思っていました。緊急事態宣言が出た後、まず国の基本的な対処方針があり、それによって全国知事会で、みんなで議論しながら合わせていこうと、ずっとやってきた中で、東京都が、急に違った話を出され、そういった意味で足並みの乱れがありました。その中で、足並みを統一しよう、というメッセージをずっと出し続けてきました。そして、国の方が努力をして、国と東京都の方針がずれていたもの調整されたことによって、我々は東京都とまた一体になれる基盤が出来たので、東京と神奈川は一体だ、条件整理が出来た、ということから本日方針転換となりました。神奈川の方針がグルグル変わっている、そういうことではありません。東京と神奈川は一体、といった主旨を貫き通した結果だということ、皆さんに認識いただきたい。何故そうなったのかというと、まさに県民目線であります。県民目線に立った時に、これが一番ふさわしいと考えたからです。東京と神奈川の条件が違えば、さまざまな混乱が起こるだろうと、特に、東京都だけが営業自粛をお願いすれば、営業自粛をしていない神奈川に人が流れてくる可能性が十分想定されます。それによって、県民の皆さんに迷惑がかかるため、我々は改めて方針を打ち出した、という共通の理解を持って前進していきたいと思えます。

要するに、こういった緊急事態が起きているときには、みんなの気持ちをひとつにして動く、ということが一番大事なことです。それと共に、大方針は大方針としながらも、未知のことがいっぱい起きてきますので、それに対して柔軟な発想を持って、スピード感を持って対応していくと。面子などにこだわっているのではなく、柔軟に対応していく、それこそが危機管理の鉄則だと、私は信じています。

皆さんの気持ちをひとつにして、乗り越えていきましょう。お疲れ様でした。

(副本部長（くらし安全防災局長）)

ありがとうございました。以上を持ちまして、第6回本部会議を終了します。